福祉自動車利用申請書

大月市社会福祉協議会長 殿

令和 年 月 日

	住 所		大月市			電	話	_	
利用者	氏 名 (生年月日)		大正・昭和	名	F.		月 (歳)
運転者	住 所		大月市			電	話	_	
	氏 名 (生年月日)		昭和・平成	名	F	月	月 (歳)
利用日及び 利用時間						日()			
目 的 (介護・介助が必要な事由)									
貸出車両		733 (福祉号)・832 (福祉号)・アルファード							
利用上の留意事項		裏面に記載のとおり							

上記のとおり申請します。

申請者氏名	戶

福祉自動車借用書

利用申請書のとおり、利用上の留意事項を遵守し福祉自動車を借用します。

令和 年 月 日

大月市社会福祉協議会長 殿

<u>住</u>	所	
利用者	氏名	
1 4/ 14		
由請者	任 名	ÉΠ

利用上の留意事項

福祉自動車の貸し出し事業は、介護を必要とする高齢者や障害者等の通院や買物など日常生活を行う場合の利便性を図るとともに、行事やレクリエーションなどに積極的に参加する機会を確保することを目的としています。

交通事故に十分注意し、次の事項を遵守のうえ安全運行のもとでご 利用下さい。

- ※<u>利用料は無料ですが、燃料費として走行距離1km当たり20円を</u> 負担していただきます。
- ※使用前に車輌取扱書等を熟読し、適切な管理、運行のもとで、利用して下さい。
- ※返還の際は、福祉自動車を清掃して下さい。
- ※目的外使用及び第三者への転貸はしないで下さい。
- ※福祉自動車の運行により事故が生じた場合及び破損させた場合、 保険金給付対象外においては、借用者の責任において損害賠償し ていただきます。
- ※事故が生じた場合には、法令で定められた措置を講ずるとともに、 次の各号に掲げた事項を守って対応して下さい。
 - (1) 速やかに大月市社会福祉協議会へ報告する。
 - (2) 市長が必要とする書類又は証拠となる書類を遅滞なく提出する。
 - (3) 市長の承諾なく事故の相手方等と示談はしないこと。
 - (4) 自動車事故は、必ず警察へ申し出を行うこと。

連絡先

社会福祉法人 大月市社会福祉協議会 総務担当 TEL 0554-23-2001 (内線13・14)